

障 発 0805 第 6 号  
平成 23 年 8 月 5 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について

精神保健福祉士実習演習担当教員講習会（以下「教員講習会」という。）については、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト（４）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 23 年厚生労働省告示第 281 号。以下「基準告示」という。）により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準について、今般、別添のとおり精神保健福祉士実習演習担当教員講習会実施要領を定めたので、教員講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、この要領によることとし、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしたので通知する。

## 別 添

### 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会実施要領

#### 1 教員講習会の実施主体

精神保健福祉士実習演習担当教員講習会（以下「教員講習会」という。）の実施主体は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト（4）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成23年厚生労働省告示第281号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

#### 2 教員講習会実施の届出

- (1) 教員講習会の実施者は、当該講習会の実施前に、厚生労働大臣へ様式1により届出を行うこと。（提出先：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
- (2) 教員講習会の実施者は、当該講習会の終了後、速やかに様式2による教員講習会修了者名簿を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課へ届出を行うこと。  
なお、実施者においても、受講生からの照会等に対応できるよう、教員講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。
- (3) 教員講習会の実施者が当該講習会を取りやめる場合は、その旨を速やかに厚生労働大臣まで届出を行うこと。（提出先は（1）に同じ。）

#### 3 教員講習会の内容

- (1) 教員講習会の具体的な内容は、別表の内容以上とすること。また、教員講習会の実施者において別表の内容すべてを実施する必要があること。
- (2) 科目名については、他の科目名で開講することも差し支えないものとする。ただし、その場合においても、読み替え前の科目において定める別表の内容以上とすること。
- (3) 教員の担当科目ごとに受講すべき科目は、それぞれ次のとおりであること。
  - ア 精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習をすべて担当する者  
別表に掲げるすべての科目
  - イ 精神保健福祉援助演習のみ担当する者  
別表中、基礎分野及び演習分野に掲げる科目
  - ウ 精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を担当する者  
別表中、基礎分野及び実習分野に掲げる科目

(4) 上記(3)にかかわらず、次のア又はイに該当する場合は、それぞれ掲げるとおりとすること。

ア 精神保健福祉士の資格を有する者が教員講習会を受講する場合

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者(平成23年厚生労働省告示第280号)に基づき、基礎分野を受講しないことができるものであること。

イ 教員講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有する者であって、当該者が当該講習会を受講する場合

教員講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該科目を当該講習会において履修したものとして認定することができるものであること。

#### 4 教員講習会の講師

教員講習会の講師は、次のいずれかに該当するものであることが望ましいこと。

- (1) 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者
- (2) 精神保健福祉士養成施設又は精神保健福祉士学校の専任教員として5年以上の教歴を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格取得後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

#### 5 教員講習会の施設設備

教員講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

#### 6 教員講習会の開講時期及び開講パターン

教員講習会の実施者は、現に就労している者が円滑に当該講習会を受講することができるよう、開講時期については、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とするとともに、開講パターンについては、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した工夫を行うこと。

#### 7 その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の教員講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

別 表

分野	科 目	履修方法	時間数	内 容
基礎分野	精神保健福祉士論	講義	1. 5	① 精神保健福祉士の歴史 ② 精神保健福祉士の業務及び役割 ③ 相談援助の概念と範囲
	精神保健福祉相談援助の基盤	講義	1. 5	① 精神保健福祉相談援助に関わる専門職の概念と範囲 ② 専門職倫理と倫理的ジレンマ ③ 精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と他職種連携(チームアプローチを含む)の意義
	精神保健福祉相談援助の理論と実践	講義	3. 0	① 精神保健福祉相談援助の理念 ② 精神保健福祉相談援助の対象 ③ 精神科医療の特性 ④ 精神科リハビリテーションと精神保健福祉士 ⑤ さまざまな実践モデルとアプローチ ⑥ 精神保健福祉相談援助の過程 ⑦ 精神保健福祉相談援助のための方法 ⑧ 相談援助活動の展開
	小 計		6	
演習分野	精神保健福祉援助演習概論 I	講義	1. 5	① 精神保健福祉援助の内容と構成 ② 演習の基礎知識の共通理解
	精神保健福祉援助演習概論 II	講義	3. 0	① 精神保健福祉士養成における演習の意義と目的 ② グループを活用した効果的な演習教育
	精神保健福祉援助演習方法論 I	講義	2	① シラバスの作り方
演習		4	② 成績評価の内容と方法	

	精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ	講義	2	① 相談援助場面における演習方法の概要
		演習	4	② 事例を活用した効果的な演習方法
	精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ	講義	2	① コミュニティ場面における演習方法の概要
		演習	4	② 事例を活用した効果的な演習方法
	小 計		2 2 . 5	
実習分野	精神保健福祉援助実習指導概論	講義	1 . 5	① 精神保健福祉士法改正と実習関連事項の変更 ② 実習指導の意味と目標 ③ 実習機関の理解
		精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰ	講義	2
	演習		4	③ 担当教員の役割 ④ 実習教育マネジメントに活用するツール、書類様式等
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱ	講義	2	① 実習プログラミングと実習事前指導
		演習	3	② 地域機関における実習プログラミング
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲ	講義	2	① ソーシャルワークのスーパービジョン
		演習	3	② 精神保健福祉援助演習におけるスーパービジョン ③ スーパービジョンの課題
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳ	講義	2	① 精神科医療機関における実習プログラミング
		演習	3	② 実習の評価と事後指導
	小 計		2 2 . 5	
	合 計		5 1	

様式1

## 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会実施届出書

講習会の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる 事務所の所在地	電話番号：			
講習会を実施する会場の 所在地				
開催期間				
受講定員				
講習会の内容				
科目名	授業形式	開講科目名	開講時間数	担当講師の氏名

(注) 教員講習会を複数実施する場合は、当該講習会毎に別様とすること。  
開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

平成 年 月 日

法人・機関名：\_\_\_\_\_

法人・機関代表者氏名：\_\_\_\_\_

